

財形教育融資の概要

(注) 利率は、平成17年10月1日現在である。

貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財形貯蓄の残高を有している勤労者（直接融資） ・ 財形貯蓄の残高を有している勤労者に対し教育資金の貸付を行う事業主 ・ 事業主団体（転貸融資）
対象資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受験のための資金（受験料、受験のための旅費等）、教育施設に納付する資金（入学金、授業料等）、及びその他通学・修学のための必要な資金（教科書代、下宿代、通学定期代、パスポート・ビザ申請料等渡航に要する費用等）
対象教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、②高等専門学校、③短期大学、④大学、⑤大学院、⑥盲学校・ろう学校・養護学校の高等部、⑦専修学校、⑧厚生労働大臣の定める基準に適合する教育施設（6ヶ月以上の修業期間の各種学校、農業者大学校、水産大学校、海技大学校、航海訓練所、海員大学校、航空大学校、職業能力開発校、職業能力開発総合大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校、保育士養成施設、理容師養成施設、美容師養成施設、調理師養成施設、自動車整備士養成施設等）、⑨外国の高等学校、高等専門学校、短期大学、大学及び大学院
利率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年率 2.09%（固定金利）
貸付額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込日の財形貯蓄残高の5倍以内の額（450万円限度）
償還期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10年以内 （進学資金は修業期間内で最長4年まで、修学資金は修学期間内で最長3年まで元金据置可）